

北方領土引揚者援護の史的考察

三吉 明

序

1. 引揚の状況

2. 援護の発展

結

序

ソ連は、昭和16年(1941)に締結されて、(1)昭和21年(1946)4月25日まで有効であるべき、日ソ中立条約の不延長を通告して、(2)広島原爆の翌日、対日宣戦を布告し、国境全線に総攻撃を開始した。(3)8月15日の終戦宣言の翌日、占守島を砲撃し、18日上陸を開始し、(4)23日停戦協定が結ばれ、千島各島の日本軍の武装を解除しつつ南下し、昭和20年9月2日、連合軍総司令部が「千島列島に駐留の日本軍は、ソ連極東軍司令部に降伏」すべき指令を出(一般命令第1号)したときは、ソ連軍は既にこれらの島を占領し終えていた。(5)

そして同月20日に、ソ連極東軍は歯舞、色丹はもとより択捉島(鳥取県にほぼ同じ)^{ほほまい しこたん えとろう}、國後島(佐渡島の約2倍)も、日本軍の施設があったことを理由にして、その占領下においた。北方領土の宿命的な悲劇はここから始った。(6)

降伏文書の署名とともに、一般命令第1号も発せられたのであるが(1945・9・2)、ソ連邦の千島、南樺太占領は、第1段として敵対行動中の占領(ハーグ陸戦法規第42条以下)、第2段として降伏文書に基く占領である。したがって、ソ連邦が日本と戦争状態にある間、日本の北方領域を管理支配した権原は、戦時占領であって、その管理支配権も、この権原に制約されるのであって、ソ連邦は、他に正当な理由がないかぎり、この制約を越えて、その権利を拡大することは、できない筈である。

日本の占領管理について、基本方針を決定したのは「極東委員会及び同盟国対日理事会付託条項」(1945・12・27)であるが、領土の調整に関する事項は、その管轄外におかれた。またマッカーサー同盟国最高司令官の発した「若干の外廓地域を政治上行政上日本から分離することに関する覚書」(1946・1・29)のなかで、「日本の範囲に含まれる地域」を定義しているけれども(7)

「この指令中の条項は何れも、ボツダム宣言の第8条にある小島嶼の最終決定に関する連合国側の政策を示すものと解釈してはならない,」(第6項)としている。

それにもかかわらずソ連邦は、自己の単独占領下にある日本領域について、これを一方的に自國の領土に編入する措置をとった。即ち、

樺太島南部及び千島列島の諸地域にある一切の土地は、その埋蔵物、森林、水利とともに、1945年9月20日より、これを国有、即ち全人民の財産と決定する。

として、これらの地域の土地、銀行、工業、公共企業、鉄道及び水路運輸、通信手段の国有化に関する法的措置(1946・2・2の最高會議幹部命令)をとったのである。これらの土地は、ロシア共和国の1部とし、サハリン州に加え、⁽⁵⁾領海を犯すものがあれば拿捕し、所持品を没収抑留し始めたのである。⁽⁶⁾

これに対してわが国は、従来から一貫してソ連にむかって国後、択捉、歯舞、色丹諸島が固有の領土であると主張し、その返還を要求している。

サンフランシスコ条約第2条C項によると、日本国は、千島列島並びに日本国が1905年9月5日のポーツマス条約の結果として、主權を獲得した樺太の1部及びこれに近接する諸島に対するすべての権利、権源及び請求権を放棄する。

となっているが、ここでいう千島列島とは、樺太千島交換条約(1875)の「千島とよばれる群島」と理解する。その理由は、

1. 国後、択捉には歴史上いまだかつて日本人以外のいかなる民族(ロシア人を含む)も定住した事実のないこと。
2. これら両島が歴史上いまだかつて日本以外のいかなる国(ロシアを含む)の主權下にあった事実のないこと。
3. 両島が日本固有の民族的領土たることは、ロシア政府も公式に2回まで条約をもって承認していること(1855年と1875年)。講和会議においても明言されている。⁽¹⁰⁾
4. 国後、択捉がソ連と日本とを拘束する唯一の国際上の約束であるカイロ宣言(ボツダム宣言第8項の内容を構成する)によって、連合国(ソ連を含む)が日本から奪いうる領土のいずれにも該当しないこと。
5. 日本から両島を奪うことは、大西洋憲章並に同憲章を内容とする連合国共同宣言(これにはソ連も加盟)に基く、連合国相互間の誓約に背反

すること。

6. 日本から両島を奪うことは、国連憲章の基本原則たる民族自決主義に背反すること。

また齒舞、色丹に至っては、^{わづかない れぶん りしり}稚内^{わづかな}の礼文、利尻。伊豆の大島などと同様に、ポツダム宣言第8項に、

日本國ノ主權ハ本州、北海道、九州及四國並ニ連合國ノ決定スル諸小島ニ局限セラルヘシ。

という北海道の構成部分であって、連合國の自由処分の対象になり得ないことは、明らかである。

わが國の要求に対して、ソ連側も種々な歴史的事実をあげて、これら諸島がソ連の領土であると主張し、(1)ソ連の占領をヤルタ協定によって合法化し、その見解をわが國に押しつけようとしている。(2)このため日ソ両国の主張は平行線をたどっており、お互いに水かけ論を戦わせているのが現状である。

政府は、北方領土が固有の領土であることを明確にするために、建設省國土地理院が、10月1日でまとめる「全国面積調べ」に、新しく齒舞、色丹、国後、択捉各島を加えることを決定した。ただこの地域は、実際の測量が不可能なため、昭和15年(1940)の実測数値によることになった。(齒舞群島は昭和34年4月根室市と合併処置)

km ²	
101.59	齒舞群島
255.12	色丹島
1,500.04	国後島
3,139.00	択捉島
4,995.75	計

自治省もまた、本年度(昭和43年)の國土面積調べに、北方領土が加われば、これに基いて来年度の北海道に対する地方交付税は、この地域を加えた面積で算出することにしている。しかし実際に住民に対する行政がおこなわれていない地域の取扱だけに、多少の問題を含んでいるといえよう。

【注】

- (1) 昭和16年(1941)3月23日、松岡外相モスクワ到着、スターイン、モロトフと会見、中立条約問題を会談。4月7日松岡再びモスクワ訪問、モロトフと会談、不侵略条約を提議、拒否され、さらに中立条約を提議。同4月12日松岡・モロトフ会談議合わず、さらにスターイン書記長と会談し、日ソ中立条約妥結。
- 4月13日松岡、建川・モロトフ間に調印した(モスクワにおいて署名、昭和16年4月25日両国批准)

第2条 締約國ノ一方カ1又ハ2以上ノ第三國ヨリ軍事行動ノ対象ト為ル場合ニ

ハ他方締約国ハ該紛争ノ全期間中中立ヲ守ルヘシ

第3条 本条約ハ兩締約國ニ於テ其ノ批准ヲシタル日ヨリ実施セラルヘク且5年ノ期間効力ヲ有スヘン両締約國ノ何レノ一方モ右期間滿了ノ1年前ニ本条約ノ廢棄ヲ通告セサルトキハ本条約ハ次ノ5年間自動的に延長セラレタルモノト認メラレルヘシ

- (2) 昭和20年（1945）2月10日ヤルタ会談終る（対日処理に関する秘密協定この日署名）。2月22日駐ソ佐藤大使、モロトフにヤルタ会談の対日影響を質問したが日ソ中立関係に言及したに止まる。4月5日ソ連モロトフは、佐藤大使に日ソ中立条約の不延長を通告してきたが、4月27日モロトフは、佐藤大使にソ連の中立維持に変化なしと言明した。
- (3) 昭和20年7月25日、佐藤大使はソ連に無条件降伏に非ざる平和派復につき斡旋を要望。同月30日重ねて戦争終結に関する斡旋を依頼した。8月8日モロトフは、佐藤大使に明9日より戦争状態にあるべき旨を宣言した。しかし佐藤大使の発電は、ついに日本に到着しなかった。8月9日ソ連の対日宣戦をラジオ放送により知る。ソ連軍は満州、北朝鮮、樺太に進攻を開始した。
- (4) ソビエト極東軍は、日本政府の降伏に関する通告後も（1945・8・14付、4国政府に対する通告）、日本に対する作戦行動を続ける旨を表明（赤軍参謀本部布告）。南樺太、千島方面の戦況については、服部卓四郎、大東亜戦争全史（昭和28年）第4巻P398以下。
- (5) 終戦の瞬間、発効すべき日本軍の降伏先をきめたマッカーサー将軍の「一般命令第1号」の文案を承認したトルーマン大統領は、1945年8月15日これをスターリン首相に送付した。それによると「満州、北緯38度以北の朝鮮および樺太」にある日本軍が指定されていた。これは単に地域的に所在日本軍の降伏についてきめたものであるが、「千島列島」はソ連に降伏する地域に含まれていなかった。8月16日スターリンはトルーマンに秘密親書をもって、この「一般命令第1号」に修正を要求した。
1. ソビエト軍に対する日本軍の降伏区域には、ヤルタ協定における3国の決定にしたがって、ソ連邦の領有に移転すべき全千島列島を含めること
2. ソビエト軍に対する日本軍の降伏区域には、北海道の東岸釧路から西岸留萌に至る1線で2分し、両市を含め北半を加えること
- トルーマンとしては、日本の占領については共同管理方式をとるが、アメリカがあくまでも指導権を確保することであり、分割占領には反対の立場を堅持していた。スターリンへの回答でも、提議の第1項には同意し、第2項は拒絶した。（8・18発信並びに受信）
- (6) 前掲トルーマン回答で、ソビエト極東軍司令官に降伏すべき区域に、千島列島を加えることに同意するとともに、アメリカとしても千島列島中に、できればその中央部群島に、軍事上の目的と商業上の用途に充てるため、陸海航空機の航空基地権を保有したい旨申入れた。
- スターリンは、日本軍の降伏地域に、北海道北半を含めることが拒否されたことに不満を述べるとともに、アメリカの常設航空基地を設定したいとの要求を拒絶した。
- トルーマンは、折返えしこれに答えて、スターリンに誤解がある。それはソビエト領土に基地の設定を求めたのではなく、千島列島について求めたのであるとした。はしなくもそれは、千島列島の終局的帰属に関する見解を表明すること

- ととなった。即ち千島の領土的帰属については、ヤルタ(クリミヤ)協定で予定されていること、アメリカ政府の解釈として、その帰属、ソ連邦による恒久的領有は、講和処理に委ねられることを明かにしている。(8・25発言、8・27受信)
- (7) 日本の範囲に含まれる地域として、
日本の4主要島嶼(北海道、本州、四国、九州)と対島諸島、北緯30度以北の琉球(南西)諸島(口之島を除く)を含む約1,000の隣接小島嶼
日本の地域から除かれる地域として、
(a) うつ陵島、竹島、济州島
(b) 北緯30度以南の琉球(南西列島)(口之島を含む)、伊豆南方、小笠原、硫黄群島、及び大東群島、沖ノ鳥島、南鳥島、中ノ鳥島を含むその他の外廓太平洋全諸島
(c) 千島列島、歯舞群島(水晶、勇留、秋勇留、志発、多楽島を含む)、色丹島
- (8) ソ連邦憲法によれば、連邦を構成する共和国内に、新たに地方、州、自治共和国、自治州の設定を確認することは、連邦の権限に属する(第14条)。連邦最高会議幹部会は、新たに南樺太を以て、南サハリン州を構成し、次いで連邦最高会議幹部会は、ロシア・ソビエト連邦社会主义共和国最高会議幹部会令を確認して、南サハリン州を解体し、これをサハリン州に合体するとともに、サハリン州は、ハバロフスク地方から分離した(1947・1・2)。千島列島も同様の措置で、サハリン州に編入された。したがって連邦憲法、ロシア共和国憲法の両憲法の改正をおこなった。(1947・2・25、1948・3・13)
- (9) 帝政ロシアの領海12マイル限界は、革命後にも引きつがれ、第1次ジュネーブ会議(1958)でソ連代表は「すべての国は、確立された慣行にしたがい、沿岸國の歴史的と地理的諸条件、経済的利益、安全の利益および国際航行の利益を考慮して、原則として3マイルから12マイルの限界内において、自國の領海の幅を定めるものとする」と主張している。ともかくソ連は、歴史的に12マイル限界を採用している論拠を示している。
- (10) 日本代表吉田首相は、日本の立場を次の如く述べている。
「千島列島及び南樺太の地域は日本が侵略によって奪取したものだとソ連全権の主張は、承服いたしかねます。日本開国の当時、千島南部の2島、択捉、国後列島が日本領であることにについては、帝政ロシアもなんらの異議を挟まなかつたのであります。ただ得撫以北の千島諸島と樺太南部は、当時日露兩国人の混住の地であります。1875年5月7日、日露両国政府は平和的な外交交渉を通じて樺太南部は露領とし、その代償として北千島諸島は日本領とすることに話合をつけたのであります。名は代償でありますが、事実は樺太南部を譲渡して交渉の妥協を計ったのであります。その後樺太南部は、1905年9月5日ルーズベルト・アメリカ合衆国大統領の仲介によって結ばれたポツマス平和条約で日本領となつたのであります。千島列島および樺太南部は、日本降伏直後の1945年9月20日一方的にソ連に収容されたのであります。また、日本の本土たる北海道の一部を構成する色丹島及び歯舞諸島も終戦當時たまたま日本兵営が存在したためにソ連軍に占領されたままであります。」
- (11) 1956年8月8日のモスクワ放送は、ソ連地理学協会モスクワ支部の解説として「18世紀の初期、ロシアの探検家は、エトロフ、クナシリ両島をその地図に書き、まもなくロシアの船員がハボマイ、シコタンを訪れ、地図に書き込んだ。このような史実は、これらの島々の発見と所属ではロシア人が無条件に優先権をもっている云々」と述べている。

北方領土引揚者援護の史的考察

- (2) ヤルタ協定は「ドイツ国が降伏し且つヨーロッパにおける戦争が終結した後2カ月または3カ月を経て、ソ連が連合国側に立って、日本に対する戦争に参加すべきこと」を米英ソ3国が協定すると共に、日本や他の連合国に極秘であったのはもとより、今日に至るまで日本がそれを受入れた事実はない。
 これらの資料は国際法外交雑誌「北方領土の地位—千島・樺太をめぐる諸問題」(60巻 4.5.6合併号、有斐閣、昭和37年)による。

1. 引揚の状況

終戦当時の、千島方面の常住世帯、人口は次表の通りである。

第1表 常住世帯および人口概数

島名	村名	世帯数	人口	漁業		公務自由業		商業		その他	
				世帯	人口	世帯	人口	世帯	人口	世帯	人口
水晶	齒舞	177	1,075	166	1,023	6	23	3	17	2	12
秋勇留	同	18	95	17	90	1	5	—	—	—	—
勇留	同	67	412	60	374	3	15	1	10	3	13
志発	同	299	1,695	277	1,616	8	26	6	20	8	33
多染	同	194	1,178	180	1,141	8	14	4	16	2	7
	計	755	4,455	700	4,244	26	83	14	63	15	65
色丹	色丹	167	920	124	770	20	54	9	38	14	58
国後	泊	940	4,650	690	3,600	36	210	41	250	173	590
	留夜別	480	2,720	348	2,080	32	190	13	80	87	370
	計	1,420	7,370	1,038	5,680	68	400	54	330	260	960
択捉	留別	390	1,930	218	1,080	40	260	23	150	109	440
	紗那	260	1,450	143	840	44	265	23	130	50	215
	蘂取	90	380	58	230	21	95	5	30	6	25
	計	740	3,760	419	2,150	105	620	51	310	165	680
合計		3,082	16,505	2,281	12,844	219	1,157	128	741	454	1,763

(3) 世帯および人口は昭和20年10月初旬における推定数である。

(北海道総務部領土復帰北方漁業対策本部資料)

その大部分は、漁船で根室へ脱出をはかった。しかし約9,500人は残留を余儀なくされた。国後島泊村々長沢田喜一郎は、ソ連兵の余りに無法な掠奪に抵抗したため射殺され、(1) 島民は悉く「抑留者」として、ソ連兵の厳しい監視のもとに、強制労働に酷使されるという日々が続いた。

時の根室町長安藤石典は、昭和20年12月1日連合軍最高司令官マッカーサ

北方領土引揚者援護の史的考察

一元帥に対し、日本固有の領土の占拠は不法であると、日本復帰を陳情した。⁽²⁾ これが領土復帰運動のさきがけとなった。翌21年8月には地元代表5名が上京、総司令部へ訪問陳情をおこなった。これらに引き続いて、北海道議会においても、領土復帰に関する請願を決議して、マ元帥に懇請したのは、昭和22年7月である。⁽³⁾

そして同22年6月、9月、同23年10月の3回にわたって、これら残留島民は、ソ連軍の命令により、樺太へ連行されたうえ、函館に上陸した。函館には昭和20年11月、地方引揚援護局官制が公布され、12月に函館援護局（厚生省）が、海外からの引揚業務をおこなっていた。⁽⁴⁾

その記録によると、

「昭和22年7月11日入港の白竜丸で択捉島沙那、留別両村318名の引揚者が、千島地区一般同胞引揚の先駆として帰還した。（中略）これら引揚者に対する応急援護給与の中、帰郷雑費、出産見舞金、死亡弔慰金の支給額の増加が、7月22日本院から通達され、8月1日からそれが実施された。これによって帰郷雑費は引揚者1世帯1人250円から、2人、3人、4人及び5人以上等夫々に規定され、最高千円迄支給されることとなり見舞金、弔慰金は各1件100円に増額されたが、諸物価高騰の折柄到底所要をみたすに足る額ではなく、更に今後の増額に深い期待が掛けられる。」⁽⁵⁾ その頃の同港は、ナホトカからの陸軍復員者などの引揚などもあり、非常に混雑期でもあったため、必ずしも十分な引揚援護相談に、応じきれない状況下にあった。しかも11月の状況は、

「20日入港の千歳丸には152名、22日入港高倉丸には300名、それぞれ定員を超過して人員が登載されたため、船内の衛生状態が甚だしく悪化し、死亡者8名、肺炎、栄養失調、消化不良等の患者50数名という驚怖現象を生じた事である。この両船の引揚者は、南千島国後からの最終船（ソ連貨物船）で真岡まで輸送されたが、超満員で甲板にあふれ、寒風にさらされ通し、且つ真岡収容所では暖房設備が無かったため感冒にかかる者が続出した上、惡条件の引揚船に登乗させられた結果、ここに至ったものといわれている。因みに当月中の船内死亡者は41名という、当援護局全引揚期間中、他に類を見ない記録的数字に上ったが、これは誠に憂慮に堪えない事態と考えられ、総司令部ならびにソ連側に対し、今後の善処方につき連絡せらるるよう、現地軍に要請した。」⁽⁶⁾

この時の正式引揚人員は、

北方領土引揚者援護の史的考察

歯舞諸島	765人
色丹島	460
国後島	3,343
択捉島	4,001
占守島	1
幌筵島	1,016
計	9,586

となっており、(7)これをもって島民は残らず撤退させられてしまったのである。

さて、これら引揚者はどこへ定着したか。北海道は昭和31年9月1日現在をもって、元居住者の実態調査を実施した。それによると、(8)

引揚者の分布状況

道内居住者	1,528戸 (83%)
根室市、根室支庁管内	725 (39)
釧路市、釧路支庁管内	264 (14)
その他市町村	539 (30)
道外居住者	312 (17)
富山県	171 (9)
青森県	95 (5)
その他府県	46 (3)

これら各地に分散居住せざるを得なくなった人々の、生活状況についてみると、かなり生活再建に不利であったことがわかる。これらの地域がほとん

第2表 元居住者の職種別世帯調

職種	在島時		現在		増△印減	
	世帯数	比率%	世帯数	比率%	世帯数	比率%
農畜林業	71	3.22	221	6.95	150	3.73
漁業	1,618	73.34	442	13.89	△ 1,176	△ 59.45
勤労	346	15.69	2,158	67.80	1,812	52.11
営業	93	4.21	282	8.86	189	4.65
その他	78	3.54	80	2.50	2	△ 1.04
計	2,206	100%	3,183	100%	977	0

(8) 昭和38年調査

北海道領対本部、北方協会法対象者調による

北方領土引揚者援護の史的考察

ど漁業であるが、引揚者の60%が、馴れぬ職業に転業を余儀なくされているのである。

しかも、引揚方法の相違によつても、経済上の格差を生じているのである。終戦直後に自力で脱出に成功した引揚者は、漁業復帰率も高く、収入階層もやや優位にあるが、樺太を経由して送還された引揚者は、全くの無一物であり、当時のわが国の経済混乱期にあっては、再建も著しく立遅れていることが、その10年後の生活保護受給状況の上に看取されるのである。

第3表 引揚事情別生活保護率比較表

地 域 別	引揚経路	対世帯百分率			対人百分率		
		調査世帯	被保護世帯	%	調査人員	被保護人員	千分率
根室支庁管内	抑留引揚	383	10	2.61	2,167	39	18.00
	脱出 "	796	20	2.51	4,504	106	23.53
釧路支庁管内	抑留 "	199	11	5.53	1,126	61	54.17
	脱出 "	161	4	2.48	911	11	12.07
その他道内	抑留 "	499	22	4.41	2,823	75	26.57
	脱出 "	158	2	1.27	894	6	6.71
道 外	抑留 "	131	11	8.40	741	45	60.73
	脱出 "	215	3	1.39	1,216	14	11.51
計又は平均	抑留 "	1,212	54	4.45	6,857	220	32.08
	脱出 "	1,330	29	2.18	7,525	137	18.21
北方引揚者全般		2,542	83	3.27	14,382	357	24.82
北海道全般							17.93
全国全般							17.64

(注) 昭和32年調査

総理府、元居住者生活実態調査による

【注】

- (1) 吉田嗣延著「北方領土」(時事通信社、昭43刊) P151
- (2) その陳情の内容は、

1. 歯舞群島は根室の一部であり、歯舞村の区域である。色丹、国後、択捉の3島は日本の國土で、住民は3代ないし5代も相続しており、明治8年、千島樺太交換条約によっても固有の領土であることは明らかである。
2. ソ連軍の武力占領により、家宅搜索、金品を掠奪され、また銃殺された者もあ

北方領土引揚者援護の史的考察

って不安に駆られ、小舟で根室町に逃げてくるものが続出しているが、択捉島は遠距離にあるため住民の消息まったく不明であり、安否を気遣っている。

3. 産業、経済、人情、風俗などまったく同一で、親子関係にあり、地理的にも歴史的にも、北海道に付属する小諸島であること。
4. これらの島は、蟹、鮭などの生産が多く、戦前はこれらを缶詰にして輸出していたものである。ポツダム宣言を忠実に履行する上からも、米軍の保障占領下において、安心して生業に就くことができるようにしてほしい。
などであった。

- (3) 北海道議会の北方領土返還に関する動きのおもなものは次の通りである。

昭22・7・22 齒舞群島及び択捉島並びに国後島の日本領土復帰に関する請願決議（マ元帥宛）

昭25・3・13 齒舞諸島及び千島列島返還懇請決議（マ元帥宛）

昭26・3・5 齒舞諸島及び千島列島の返還懇請決議（マ元帥宛）

昭26・7・17 千島及び齒舞返還懇請決議（リッジウェイ大将宛）

昭26・10・31 千島列島の帰属に関する決議（内閣総理大臣、外務大臣、衆・参両院議長宛）

昭27・7・8 千島列島復帰懇請決議（同上）

同 上 齒舞諸島及び色丹島占領解除懇請決議（同上）

昭28・6・24 千島列島、齒舞諸島及び色丹島復帰要望決議（同上）

昭30・3・7 日ソ国交調整に関する要望決議（内閣総理大臣、外務大臣、農林大臣、通産大臣、衆・参両院議長宛）

昭30・9・24 千島及び齒舞諸島返還並びに北方漁業拡大要望決議（内閣総理大臣、外務大臣、衆・参両院議長宛）

昭37・7・19 北方領土問題解決促進に関する要望意見書（同上）

昭40・4・2 北方領土返還に関する要望決議（内閣総理大臣、自治大臣、外務大臣、内閣官房長官、総理府総務長官、衆・参両院議長宛）

これらの資料は、北海道総務部「北方領土関係資料 No. 1」（昭43. 4）による。

- (4) 総司令部から「統一ある中央機関を設置し单一組織によって運営すること」を命ぜられた政府は、11月24日地方引揚援護局官制を公布、浦賀、舞鶴等援護局、3出張所を設置、12月14日函館及び大竹2局が追加された。昭和21年3月12日引揚援護院官制が公布され、厚生省の外局として引揚業務に関する中央機関となり、地方援護局はその地方の補助機関として統制された。つづいて同23年5月29日引揚援護庁令の公布により、爾来中央機関となった。

昭和20年12月14日厚生省告示第140号により、厚生省函館引揚援護局（局長持永義夫、次長福島貞雄）が設置された当時、函館には既に第1復員省（旧陸軍）北部復員監部北部上陸地支局と、第2復員省（旧海軍）大湊地方復員局函館上陸地連絡所が開設されていたが、両業務を第1復員部、第2復員部として併合し、さらに運輸省所管北海道海運局函館臨時海港検疫所も、援護局検疫所として統合された。引揚業務は権大、千島地区が遅延したため、21年12月に至って初めて開始され、総司令部の指令監督の下におかれ、現地軍の引揚担当官将校によって、絶えず査察監督がおこなわれた。

これらの資料は「函館引揚援護局史」（昭和25年 同局刊）による。

- (5) 上掲書、P 55

- (6) 上掲書、P 63

(7) 北海道「戦前における諸島の概況」(昭33・3)

(8) 同上, P57

2. 授護の発展

昭和20年(1945)7月15日根室町(昭和32年市制)は、千島方面の糧秣の根拠地のため、米軍艦載機による攻撃があり、市街の8割約2,500戸を焼失、罹災者11,000人。そこえ終戦となり、千島方面からの脱出者、各地からの引揚者、復員者も、壕や物置、納屋などを改造して住居とするよりほかはなかったのである。⁽¹⁾

道庁は根室地域に集団収容施設4棟、309戸を建設し、引揚者に自立更生資金として5万円を限度として貸出をおこなった。⁽²⁾

昭和20年12月、根室町長が、マ元帥に最初の陳情を提出したことは、さきに記した。その折に内務省を訪問した代表らは、内務次官の手許の地図に、これらの島の形も名も見出すことができなかつた。怒った島民たちは直ちに、「北海道附屬島嶼復帰懇請委員会」(昭和21・7)を組織して、⁽³⁾まず中央官庁の啓発から始めなければならないことを知ったのである。このことは国内の動向が、小笠原・沖縄に比して北方領土問題が立遅れていることを示しているといえよう。

例えは、東京都内に戸籍事務所を設置し、現実には小笠原が米国の施政下にあるにも拘らず、そこに本籍を有することができるようになつてゐた。それにひきかえ北方領土に関しては、平和条約発効後、法務省民事局長は、本土への転籍を通達しているのである。⁽⁴⁾ その本意は一体何か。一方において領土権の主張をしておりながら、しかも本籍の所在は本人の任意であるにもかかわらず、余りにもその間に差別があり過ぎるのではないかろうか。

同じように財産の所有状況(土地、建物)を明らかにしたのは、昭和33年に至って総理府特別地域連絡局が⁽⁵⁾「北方地域元居住者生活等実態調査」を行つてからのことであり、衆議院が「領土に関する決議」をしたのは、昭和27年7月であった。⁽⁶⁾はじめて政府見解が明らかになったのは、昭和31年(1956)8月1日の、日ソ交渉における重光声明⁽⁷⁾によつてであることを思えば、北方領土問題が、疎外されていたことは、否定できない事実である。

昭和21年4月、第2暁丸16屯(船長以下乗員5人)が拿捕された。以来ますます厳しさを加えてきた。昭和26年9月サンフランシスコ平和条約調印にあたつて、ソ連はこれに調印せず、発効とともに根室近海のマッカーサーラ

北方領土引揚者援護の史的考察

インは消滅したにもかかわらず、拿捕は続出して今日に至っている。(8)

第4表 北方海域での昭和21年から昭和43年01月までのだ捕発生状況

年別 区分	だ 捕		帰 還		未 帰 還	
	隻 数	人 員	隻 数	人 員	隻 数	人 員
21	5	32	4	32	1	0
22	2	8	2	8	0	0
23	14	88	13	88	1	0
24	24	322	23	322	1	0
25	48	297	35	297	13	0
26	44	313	25	313	19	0
27	36	273	27	273	9	0
28	30	217	23	217	7	0
29	55	437	50	437	5	0
30	92	779	92	779	0	0
31	96	805	59	805	37	0
32	41	353	33	353	8	0
33	50	255	34	255	16	0
34	71	578	41	578	30	0
35	46	341	6	341	40	0
36	74	405	11	405	63	0
37	51	318	18	318	33	0
38	16	132	15	132	1	0
39	26	193	9	193	17	0
40	30	322	14	317	16	5
41	34	294	16	287	17	1
42	47	315	11	286	36	29
43	28	232	6	162	22	69
計	1,271	10,739	796	10,626	456	93

昭和25年生活保護法の施行により、これら働き手を失った留守家族の生活扶助を受給するものも多くなつた。

保護率比較

全国	17.64%
北海道	17.93

北方領土引揚者援護の史的考察

北方地域元居住者 24,82

(昭和33年10月総理府特別地域連絡局調)

この漁船の復旧と乗組員の留守家族の保護のため政府は、「漁船損害補償法」(昭27・3・法第28号)⁽⁹⁾を制定した。これは戦争、変乱及びこれに準ずる襲撃、捕獲、拿捕または抑留、水上、水中における水雷その他爆発など不慮の事故により、生じた漁船の損害に対して、漁船組合⁽¹⁰⁾がおこなう漁船保険事業及び、政府がおこなう再保険事業で、損害の復旧、更新を容易にし、漁業

第5表 特殊保険金及び乗組員給与保険金の支払状況

(道内漁船保険組合分)

区分 年度	特 殘 保 険 (船体)				乗組員給与保険		
	隻数	トン数	損 害 額	支払保険金	延件数	延乗組員数	支払保険金
			昭17.4月 戰争保険実施				
			昭22.2月 " 廃止				
			昭25.12月 戰争危険特約の引受開始				
			昭26.4月 特殊保険実施				
25	—	—	—	—	昭27.12月 給与保険実施		
26	8	175	9,854	6,070	人月	千円	—
27	6	162	18,838	12,400	—	—	—
28	2	81	15,731	11,900	6	66	544
29	14	343	38,090	24,650	78	533	4,848
30	23	296	34,766	30,367	223	1,220	15,634
31	37	967	137,701	125,694	316	1,102	13,592
32	28	787	115,675	100,520	164	539	5,051
33	23	535	89,206	80,423	173	657	8,408
34	36	994	164,896	161,463	219	881	12,596
35	35	821	114,764	114,737	251	731	13,201
36	54	822	110,889	102,589	388	841	15,550
37	42	789	162,777	162,777	611	1,155	29,625
38	5	172	62,573	62,573	344	647	15,462
39	26	927	201,386	201,386	152	743	18,236
40	18	694	58,804	58,804	87	420	9,667
41	19	791	116,137	109,164	142	502	17,953
42	32	989	151,877	141,978	258	893	33,860
計	408	10,345	1,603,964	1,507,495	3,412	10,930	214,227

(北海道水産部資料)

北方領土引揚者援護の史的考察

経営の安定をはかるうとするものである。即ち拿捕によって損害が生じたときは、保険金を支払うもので、漁船保険組合が保険の元受をおこない、政府が再保険をおこなう仕組みである。

さらに「漁船乗組員給与保険法」(昭和27・6・法第212号)⁽¹¹⁾を制定した。これは漁船乗組員が抑留された場合、抑留期間中に事業主が乗組員に支払うべき給与の全部または一部に代えて、保険金を支払い、給与の支払いを保障し、乗組員の生産意欲の保持と、漁業経営の安定を図うとするものである。これは事業主が保険契約を、乗組員全員についてしなければならないことになっており、保険料も乗組員に負担させなければならないことになっている。

また、これらの保険に何らかの理由で入らないで拿捕された場合に、留守家族の援助措置として「北方周辺海域だ捕漁船乗組員見舞金支給要綱」(昭和34年)⁽¹²⁾がある。道内に居住するものの場合、国費1万円に対して道費1万円を加え、計2万円を支給している。

第6表 だ捕漁船乗組員見舞金支給一覧

区分 年度	被だ捕数		見舞金支給者数			見舞金支給額		
	漁船	乗組員	新規	継続	計	道費	国費	計
34年度	隻 89	人 759	人 127	人 —	人 127	円 —	円 3,749,656	円 3,749,656
35	56	446	4	1	5	—	250,000	250,000
36	98	719	19	1	20	—	1,550,000	1,550,000
37	65	398	54	12	66	3,630,000	4,060,000	7,690,000
38	28	287	38	25	63	2,720,000	1,440,000	4,160,00
39	40	330	37	3	40	1,790,000	560,000	2,350,000
40	38	432	89	5	94	4,450,000	1,350,000	5,800,000
41	31	242	31	4	35	1,580,000	1,750,000	3,330,000
42	50	346	81	3	84	4,490,000	3,380,000	7,870,000
計	495	3,959	480	54	534	18,660,000	18,089,656	36,749,656

(北海道水産部資料)

また、根室市においては昭和37年4月より「根室市だ捕抑留漁船員留守家族見舞金支給条例」を施行した。根室市に居住するものが、出漁中に拿捕され、1月を経過したとき、その留守家族1世帯に3,000円を基本額とし、留守家族1人に300円の加給金を、見舞金として支給するものである。

見舞金支給状況

昭37	122世帯	626人	553,800円
38	69	407	329,100
39	70	391	327,300
40	29	86	112,800
41	49	164	196,200

昭和31年2月、北海道訓令第13号をもって「領土復帰北方漁業対策本部規程」⁽¹³⁾を設けて、領土復帰及び北方漁業対策の企画、連絡、調整、並びに元居住者の援護対策の推進を図ることになった。

この年10月、鳩山首相ら日ソ交渉全権団はモスクワへ出発「日ソ平和条約締結後に歟舞諸島、色丹島を返す」という日ソ共同宣言に調印した。⁽¹⁴⁾

翌年5月米国務省は歚舞、色丹、南千島は日本領であると声明し、同39年7月には毛沢東（中共）も、日本の北方領土返還要求を支持した。⁽¹⁵⁾

昭和32年（1957）には「引揚者給付金等支給法」（昭32・5・法109）が公布され、ソ連、樺太、中國、満州、朝鮮、南方、千島等に、昭和20年8月15日以前6カ月以上居住して、同日以後に引揚げた者に、

18才未満	7,000円
30才まで	15,000
50才まで	20,000
50才以上	28,000

が国債（10年分割、含遺族給付金）で交付された。その受給人員は、

歚舞村	1,775人
色丹村	451
泊村	3,150
留夜別村	1,750
留別村	1,305
紗那村	571
薬取村	179
計	9,181

1人平均約13,200円であった。（道民生部調）

これと同様に「引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律」（昭42・8、法114）によって（終戦日以前1年以上居住し、同日以後引揚げたもの）、

北方領土引揚者援護の史的考察

20才まで	2万円
24才まで	3万
34才まで	5万
49才まで	10万
50才以上	16万

(在外年数8年以上は1万円加給、遺族の場合は7割支給)

1人平均約51,000円と推定されている。

昭和32年6月「南方同胞援護会法」(法106)が成立し、中央においては沖縄、小笠原方面の問題を積極的にとりあげることになったので、翌年7月「千島歯舞諸島居住者連盟」が、(16)社団法人の認可を得て、北方領土の復帰と元島民の援護をおこなうこととなった。

また返還懇請同盟その他、北方領土復帰運動の関係団体は、昭和38年これを改組し、「北方領土復帰期成同盟」(昭40・社団法人)とし、(17)北方領土復帰促進のための啓発宣伝、推進の活発な活動を展開した。

そこで、「南方同胞援護会」も昭和34年3月、法の1部を改正して「北方地域に関する業務をおこなうことができる」となった。しかし、それでも不十分として同年10月、大日本水産会(社団法人)は、ソ連との安全操業の漁業協定が、平和条約の締結が前提となつたため(昭33・2)，今直ちに平和条約の締結が困難ならば、その間、政府としては現地漁民に対し、充分な補償措置を講ずるのが当然であるとして、90億4,000余万円の要求をつけた。(18)

ところが、翌35年1月改定日米安保条約がワシントンで調印の結果、ソ連外相はこれを非難して、在日外国軍隊が撤退しない限り、歯舞、色丹島を引渡さないと通告してきた。(19)しかも8月、貝殻島沖合でコンブ船11、カニ船2計13隻、乗組員32名(うち高校生2名)の夫量拿捕をおこなつたのである。そこで政府は、補償措置に代るものとして、「北方協会」を設立することとしたのである。

その理由とするところは、昭和25年に新に「漁業法」(昭24・法267)が施行されるにあたって、明治43年(1910)に制定された旧「漁業法」(法58)は廃止された。そこで新漁業法の規定により、新らしい漁業権に切替わる段階で、消滅する漁業権に対して、昭和27年に補償債券が交付された。歯舞、択捉、色丹、国後の地先海面には9件の専用漁業権が免許されていたが、その漁業権も昭和27年に消滅した。ところが、北方地域という特殊事情から、

北方領土引揚者援護の史的考察

それらの漁業権は補償の対象とならなかったのである。そこで、これらの旧漁業権者がおかれていた特殊な地位等を考え合せて、政府は、昭和36年10月「北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律」(法162)を公布した。これが同年12月、政府からの基金として10億円の国債(償還10年、年6分)によって「北方協会」が設立されることになったのである。

即ち、特別の措置として、本土側の旧漁業権者に比して、不利な地位におかれた北方地域の旧漁業権者(個人116、法人12)、及び元居住者3,080世帯、入漁権者1,845人、定置、特別漁業権者299人の営む事業または生業に必要とする資金を、低利、長期に融通して、生活の安定を図るのが目的である。例えば事業資金としては漁業資金、農畜産林業資金、商工業等資金。生活資金としては更生資金、修学資金、住宅資金で、担保と連帯保証人を必要とし、個人では最高100万円、法人では最高500万円となっている。

その取扱い実績は第7表の通りである。

区分 資金名	資金種別	貸付金の限度	利 率	償還期限
事業に必要な資金	個人の事業資金			
	設備資金	100万円以内	年 5分	10年以内
	経営資金(長期) " (短期)	50万円以内 50万円以内	年 6分5厘 日歩 2錢5毛	3年以内 1年以内
法人事業資金	法人の事業資金			
	設備資金	500万円以内	年 5分	10年以内
	経営資金(長期) " (短期)	200万円以内 200万円以内	年 6分5厘 日歩 2錢5毛	3年以内 1年以内
市町村事業資金	市町村事業資金	200万円以上 1,500万円まで	年 5分	20年以内
生活に必要な資金	更生資金	15万円以内	年 3分	6年以内
	生活資金	5万円以内	年 3分	5年以内
	修学資金 大学 高校	月 4千円以内 月 2千円以内	無 利 息 無 利 息	卒業後 20年以内
	住宅資金 増改築補修資金 新築資金	30万円以内 50万円以内	年 3分 年 5分	10年以内 10年以内

北方領土引揚者援護の史的考察

第7表 昭和43事業年度貸付決定状況表

43. 9.10現在（北方協会資料）

区分		貸付決定		昭和37事業年度以降貸付決定累計
		人數 (人)	金額 (千円)	金額 (千円)
事業資金	漁業資金	39	19,340	193,664
	農林資金	1	300	18,830
	工商資金	17	12,350	113,140
	計	57	31,990	325,634
	経営資金（漁業）	77	20,000	20,000
生活資金	法人資金	2	9,000	21,000
	市町村資金	21	12,600	57,600
	計	23	21,600	78,600
	合計	157	73,590	424,234
生活資金	更生資金	22	3,250	46,979
	生活資金	2	100	3,758
	修学資金	39	1,392	9,052
	住宅資金（増改築、補修）	59	17,300	150,595
	住宅新築資金	12	6,000	11,000
	合計	134	28,042	221,384
総計		291	101,632	645,618

昭和37年（1962）7月、ソ連から漁業調査団の一一行が根室へ来て、現地の実態をかなり詳細に見て帰った。翌年6月、貝殻島周辺コンブ漁の民間協定が締結（モスクワ）し、²⁰⁾コンブ船が18年振りに安全操業水域へ出漁することになった。

第8表 貝殻島区域における昆布生産状況

項目	38年	39年	40年	41年	42年
出漁日数	50日間	45日間	39日間	45日間	50日間
出漁隻数	延7,961隻	延7,129隻	延6,486隻	延7,377隻	延7,555隻
生産量	1,195トン	1,035トン	685トン	1,050トン	833トン
生産金額	137,639千円	103,506千円	89,136千円	139,944千円	166,632千円

北方領土引揚者援護の史的考察

とができた。以降3回にわたり協定の期間延長がなされ、安全操業が実施されている。

また同39年9月には水晶島と色丹島への墓参が、はじめて許可され、40人が参加した。⁽²¹⁾この北方地域への墓参運動は、領土問題とは別に、人道的問題として「千島歯舞諸島居住者連盟」が中心となって、10年余にわたって日本赤十字社、在日ソ連大使館を経て、ソ連首相に書簡を送るなど、国内的にもまた支援協力を要請しつづけてきたのであった。

しかしながら現在、ソ連に拿捕された漁船は1,263隻にのぼり、そのうち未帰還の漁船は456隻（第4表参照）うち沈没19隻、死亡20人であるというこの事実を見失ってはならないのである。

北方墓参の実施状況

回数	実施月日	墓参個所	墓参団員	使用船舶	備考
第1回	39. 9. 8 39. 9. 11	歯舞群島水晶島 (茂尻崎) 色丹島 (樺茂尻, 斜古丹)	歯舞班 27名 色丹班 13名	天応丸 448トン (下関水産大学)	
第2回	40. 8. 16 40. 8. 19	" "	" 27名 " 13名	おしょろ丸 1,180トン (北大水産学部)	前年と同地区が 指定された。
第3回	41. 8. 23 41. 8. 27	" " 国後島 (古釜布)	40名	"	始めて国後島 (古釜布) が追加された。
第4回	42. 9. 4 42. 9. 8	" " "	29名	神応丸 382トン (東京水産大学)	

(第5回43年度は11月現在まだソ連から連絡がない)

【注】

- (1) 「根室市における北方領土復帰運動の現状」（北方領土復帰期成同盟 昭和42年刊）
- (2) 民生部「北方領土関係資料 No. 2」（昭和43・4）による。個人別貸出内容については資料不足である。昭和37年以降は1件もない。
- (3) 北海道附属島嶼復帰懇請委員会結成の動きは、昭和20年11月1日頃根室町に起る。翌21年7月3日安藤石典根室町長を会長として創立し、直ちにマ元帥に対し拿捕事件の不当、占領解除について陳情、さらに昭和22年8月10日根室国民大会を開催（会場本町桜橋広場），同25年には趣意書など関係資料を刊行、世論喚起につとめたが、さらに強力な活動をするため「千島及び歯舞諸島返還懇請同盟」

北方領土引揚者援護の史的考察

を結成（昭25・8）し、事務局を札幌市において。

- (4) 昭和27年4月19日民事甲第438号法務府民事局長発「平和条約に伴う朝鮮人、台湾人等に関する国籍及び国籍事務の処理について」（抄）

第2 樺太及び千島関係

樺太及び千島も条約発効とともに日本国領土から分離されることとなるが、これら地域に本籍を有する者は条約の発効によって日本の国籍を喪失しないことはもちろんである。ただこれらの者は条約発効後は同地域が日本国領土外となる結果本籍を有しないものとなるので戸籍法による就籍の手続をする必要がある。

第3 北緯29度以内の南西諸島、小笠原諸島、硫黄列島及び南鳥島関係

標記の諸島の地域に本籍を有するものは条約の発効後も日本国籍を喪失するのではないことはもとより、同地域に引き続き本籍を有することができる。

右諸島のうち沖縄、その他北緯29度以南の南西諸島に本籍を有する者の戸籍事務は、条約発効後も従前通り福岡法務局の支局である沖縄奄美大島関係戸籍事務所で取扱われ、また小笠原諸島、硫黄列島及び南鳥島に本籍を有する者の戸籍事務については、条約発効の日から東京法務局の出張所として小笠原関係戸籍事務所が設置され、同事務所において取扱われることとなる。（同月14日付民事甲第416号本官通達参照）

なお北方地域の戸籍の取扱いについては、昭和35年8月北海道知事が、政府に対し要望を行ったが、なんらの進展もみていない。

- (5) 総理府設置法により内務部局の1に特別地域連絡局があり、総務課、援助業務課は、ともに南方地域に関する事務に限られ、僅かに監理渡航課に「本邦と小笠原地域又は北方地域との間において解決を要する事項」となっている。

- (6) 第13回国会、床次徳二外20名提出、昭和27年7月31日可決。

- (7) この年1月ロンドンにおいて松木全権による日ソ交渉が再開されたが、鳩山首相が記者会見で、日ソ交渉の領土問題は後回しと語り問題化した。政府は河野農相をモスクワに派遣し、5月15日日ソ漁業条約が調印されたが、効力発生を日ソ領交回復の日と定めていた。7月日ソ領交回復交渉がモスクワに再開、重光外相、松木衆議院議員の日本側全権とソ連側全権シェピーロフ外相との間で、第1次モスクワ日ソ交渉、つづいて10月鳩山首相、フルシチョフと第2次モスクワ日ソ交渉を開始した。

- (8) ソ連国境警備隊の監視船は、日本漁船の操業海域に頻繁に出現し、停船命令を発し、将校、通訳、武装兵数名が船内点検、事情聴取、船位確認を厳重に実施、12浬以内はもちろん、その付近にいるものも連行され、越境及び密漁の容疑で取調べられる。船長、漁労長、乗船している船主は最低3月、最高4年の刑。その他乗組員は1月乃至2月の抑留生活のち随時送還される。船体、漁具、漁獲物は没収、帰還するまでの食糧等は手持ちがなくなれば支給される。

- (9) 組合員の所有する漁船（20トン以上）について、漁船を保険の目的とする相互保険で、保険期間は原則として4カ月、組合と組合員との間に、保険関係が成立したときは、これによって政府とその組合との間に、再保険関係が成立したものとして、再保険金額は、保険金額の9割（満期支払いは10割）となっている。

- (10) 原則として都道府県の区域であるが、北海道は特例をもって、現在は南後志、根釧、小樽湾、宗谷、留萌、日振勝、道南、北見及び北海道機船底曳網漁業の9組合がある。

- (11) 漁船損害補償法の規定による漁船保険組合がおこなう給与保険事業、及び政府が

- おこなう再保險事業で、原則4カ月、事業主の負担の契約金額1万円につき1月分127円60銭、乗組員の給与月額の60%から100%までの間で、事業主が選ぶ金額を契約金額とする。支払期間は抑留期間、ただし抑留された日から6年4月を限度とする。
- (12) 昭和34年5月1日閣議決定「中国大陆およびソ連邦周辺海域における抑留漁船乗組員等に対する救済措置について」に基き、北海道における支給要綱が決定された。國の場合、抑留中死亡した漁船乗組員に対しては、賠償金内払の趣旨として、特別交付金75,000円が交付されることとなっている。
- (13) 本部に総務、企画行政、厚生、経済、水産、建設の6班をおき、本部長、副本部長、主幹、班長、主査、部員をもって編成する。
- (14) 日ソ両国は鳩山・ブルガーニン往復書簡(1956・9・11)、松本・グロムイコ往復書簡(9・29)を経て、日ソ共同宣言(10・19署名、12・12発効)により、現実に日本に引渡されることとなった(第9項)。ソ連は両諸島とも、自國の領土となつたのであるが、特にこれを日本に返還するとするものである。
- (15) 毛沢東中国共産党主席は、中国訪問中の社会党訪中使節団(佐々木更三団長)などと会見の際の発言である。(昭39・7・10共同電)
- (16) 元島民の集団として昭和29年から設立準備をすすめ、翌30年5月「千島列島居住者連盟」を結成したが、昭和33年公益法人となった。
- (17) 加盟69団体、1,418人、昭和43年度道費1,320万円、国費465万円の支出がある。
- (18) この要求書は①千島、歯舞諸島、色丹島における旧漁業権に対する補償18億9,545万6千円、②不法拿捕の損失補償3億5,831万2千円、③引揚者の私有財産の損失補償50億714万5千円、④引揚者受入市町村の救済措置17億7,937万2千円、計90億4,028万5千円となっている。
- (19) 1月27日付覚書をもって、日本政府に対し、新安保条約が「ソ連と中共とに向かれたものたることを考慮」し、歯舞、色丹を日本に引渡すことによって「外國軍隊に使用される領土の拡大を促進することはできない」。それ故「ソ連政府は日本領土からすべての外國軍隊の撤退と日ソ平和条約の調印とを条件としてのみ歯舞、色丹を日ソ共同宣言の規定通り日本に引渡すことを声明する」と一方的に共同宣言を変更し、その履行に「新しい条件」を付加してきたのである。
- (20) 大日本水産会(池崎勇)とソ連国民経済会議付属漁業国家委員会(ペ・クリコフ)と「貝殻島(シグナリヌイ島)区域における昆布の日本漁民による採取に関する協定」を締結した。これによると採取区域の制限、区域出入口制限、期間は6月10日より9月30日、300隻以内、乗組員3名以内、証明書の所持、大日本水産会は1隻につき12,000円をソ連に支払うなどの内容となっている。昭和40年5月当時の赤城農相が訪ソし、いわゆる赤城試案を提示し、ソ連は検討を約したが、翌年6月、7月イシコフ漁業相、グロムイコ外相来日の際、赤城試案に対し、ソ連船の日本寄港を提案してきたので、物別れとなっている。
- (21) 北方地域(歯舞、色丹、国後、択捉)には、日本人在島時の物放者約4千柱と推定される。参加遺族人選基準は、物放者の配偶者、子、父母、孫、祖父母並に兄弟姉妹で70才未満、船舶の旅行に堪え得るもの、墓参終了後その状況等について関係遺族へ報告できる能力のあるものが望ましいとしている。運賃(鉄道2等)宿泊費実費支給、墓参の船賃、食費無料、支度金1人 ¥5,000を道より支給。

結

昭和29年から3年間に、小笠原島民に対しては1億5,700万円の見舞金が出された。昭和32年には約11億円の見舞金が沖縄島民に出されているのに、約2万余人にのぼる北方領土の人達には、そのようなものは全く出されていない。

昭和36年を基点に、3カ年計画をもって約7,400万円を投じて、第2貝殻島とよばれるコンブ人工漁礁をつくり、昭和39年からは、現在の貝殻礁で採取する量よりも上回る採取をはかったのである。ところが

「第2貝殻礁の建設によって、漁民が貝殻礁に近よらなくなれば、日本がこれらの島々を、あきらめたことになって、領土問題にマイナスになる」

と発言するものがある。これでは、現地漁民の犠牲において北方領土を主張することであって、ゆゆしい問題といわねばならない。しかしながら、過去20余年の北方領土の問題は、本論において述べたように、北方領土引揚者の援護が、疎遠にされていることは事実である。

例えば、特殊法人としての南方同胞援護会についても、昭和34年3月同法の1部改正によって、附則のなかに僅かに「北方地域に關しても同様の業務を行うことができる」としたが、同会の北方関係予算は、

	42年度決算	43年度
総額	267,194千円	280,694千円
内北方関係	2,900	2,900

という状況である。戸籍事務、不動産登記事務等においても然りである。

北方領土がわが国固有の領土であることを、誰が主張しているのか。国民の毅然なる態度を堅持するためにも、為政者は眉の塵を払うべきであろう。建設省国土地理院はもちろん、文部省検定済教科書、地理付図、官公庁、その他報導機関等がわが国の領土として明確に扱うこと。それと同時に得撫島以北占守島までと、南樺太については、地図上に表示する場合、平和条約によって放棄したとはいえ、いまだに所属がきまってはいないのだから、その点を注記すべきであろう。

そして、元島民への援護措置は、これはあくまでも、国内措置の問題であることを忘却してはならない。例えば拿捕、抑留などの場合、対韓国でのときには、見舞、差入、医療、帰還見舞、特別支出などのことがおこなわれており、北方とはそこにかなりの差別がみられる。

北方領土引揚者援護の史的考察

また領土復帰運動を主目的とする民間団体に対しても、さらに一段の財政援助が必要である。現在これらの団体に対しては、（北方領土復帰期成同盟、千島歓舞諸島居住者連盟）国の財政援助が望まれるのである。

(単位：千円)

年 度	団 体 名	総事業費	補 助 区 分	
			国 費	道 費
41	同 盟	10,617	3,800	5,000
	連 盟	4,442	—	2,000
42	同 盟	17,352	4,650	7,500
	連 盟	5,088	—	3,000
43	同 盟	20,383	4,650	13,200
	連 盟	14,960	—	7,000

千島会館建設費国費補助（南方同胞援護会）

昭和39年度 20,170千円

" 43 " 8,000 "

北方資料館建設費国費補助

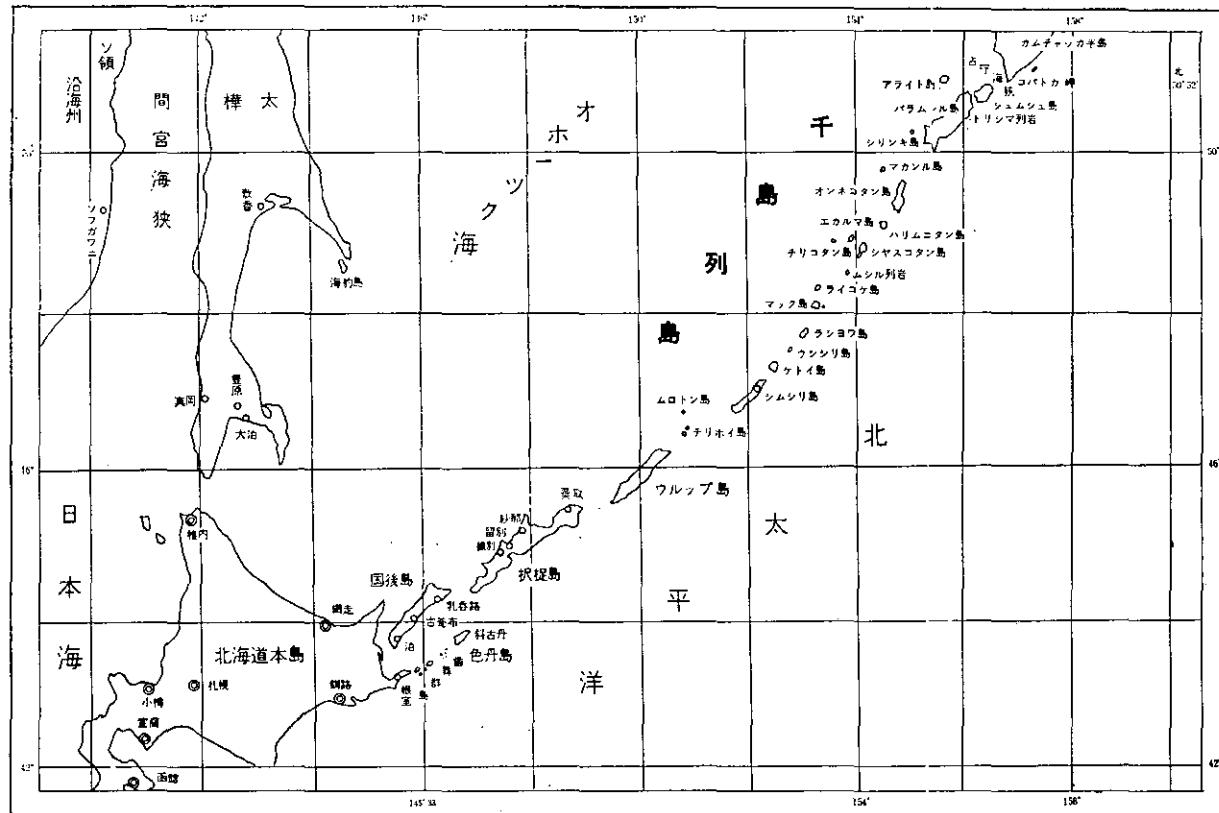
(外務省より同盟に補助)

昭和40年度 13,028千円

さらに領土復帰運動及び近海安全操業対策等に伴う、特殊な財政負担については、地方自治体として限度もあり、地方交付税による財源措置も当然配慮されるべきであろう。

「南」の問題には、わが国民は理解が早いが「北」の問題になると理解しにくい傾向に留意して、今後の対応策が考究される必要を、痛感する次第である。（43・11・3）

北方領土地図



5. The layers of the meanings
 - (a) The layers of the meanings
 - (b) The use of the adverb
6. The method of dividing the line
 - (a) The method of dividing the line
 - (b) The method of dividing the word by the hyphen into the lines
7. The conclusion

A History of Relief Work for Repatriates from North Japan Proper

Akira MIYOSHI

It is the fact that since the last war came to an end a great many fishermen and their boats have been arrested by the Soviet patrollers on the northern sea near Hokkaido because of their fishing areas having belonged to the Soviet Union.

It must be remembered that there are a lot of people who have lost their places to live in and been deprived of the means of their living.

This paper is to investigate from a historical point of view relief work for the poverty-stricken fishermen in these areas.

An Economist's View of Mathematics

Tadashi WATANABE

The author studied higher mathematics in the preparatory school of Hokkaido Agricultural College. He was rather disappointed when the major professors there did not make use of mathematics in economics and other specialities. He was appointed to teach in that college, after a few years in agricultural experimental work for which some statistical methods were applied. He regained interest in mathematics and its statistical application to agricultural and general economics, and contributed something in this field. After the retirement from the governmental college, he has been teaching pure economics, applied statistics, and applied mathematics.

This paper is a trial to connect economic matters and mathematical